

### 委第 3 号議案

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 6 日

提出者

東大和市議会建設環境委員会

委員長 押 本 修

## 「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める意見書

建設業従事者のアスベスト被害に対して、２０２１（令和３）年５月１７日、最高裁は一人親方等への責任を含む国の違法と大手アスベスト建材製造企業１０社の賠償を認める判決を下しました。さらに国は、未提訴の建設アスベスト被害者に対して、賠償責任に基づく給付金を支払うという「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（略称：建設アスベスト給付金法）」が成立し、２０２２年１月に給付金制度が開始されました。

しかし、同法は国による給付金の支給のみを定めたもので、最高裁によって賠償が確定したアスベスト建材製造企業１０社をはじめとしたアスベスト建材製造企業の抛出を定めていません。そのため、給付金の額をはじめとして、被害者の全面的な救済になっていないのが現状です。現に、成立した建設アスベスト給付金法の付則第２条には、「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされており、アスベスト建材製造企業の賠償を定める法改正が求められます。

同時に、建設アスベスト給付金法は最高裁判決の枠組みを踏襲したため、支給対象には、屋外で主に働いた建設アスベスト被害者や国の賠償責任期間の直前で現場を離れた被害者等が入っていない等の不備が認められます。建設アスベスト被害者の全面的な救済を図るため、東大和市議会は国会及び政府に対し、建設アスベスト給付金法の改正を早期に行うことを求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。